

平成 18・19 年度

川崎市立図書館協議会研究活動報告書

—川崎市立図書館の運営理念と活動目標について—

平成 20 年(2008 年)5 月

川 崎 市 立 図 書 館 協 議 会

平成 20 年 5 月 31 日

川崎市立図書館長様

川崎市立図書館協議会
会 長 高橋和子
副会長 関 昭三

平成 18・19 年度川崎市立図書館協議会研究活動報告について

川崎市立図書館協議会委員は、平成 18 年 12 月 13 日付けで当協議会に示されました諮問事項「川崎市立図書館の運営理念および活動目標について」をテーマに研究協議を重ねてまいりましたが、ここに答申としてまとめましたのでご報告いたします。

本報告書が今後の行政施策に生かされることを期待いたします。

委員構成（*は執筆委員）

*高橋和子（会長）、*関昭三（副会長）（平成 19 年 8 月 1 日から）、
手塚善雄（平成 19 年 7 月 31 日まで）、*平野英俊、*佐藤凉子、
永野越子（平成 19 年 5 月 31 日まで）、迎スミ子（平成 19 年 5 月 31 日まで）、
齋藤多美子（平成 19 年 6 月 1 日から）、古屋隆（平成 19 年 6 月 1 日から）、
児嶋充子、水品美香、安藤正勝、伊藤良久

川崎市立図書館の運営理念と活動目標

～平成 18・19 年度川崎市立図書館協議会研究活動報告書～

目 次

I	はじめに	1
II	今期諮問を考える前提	2
III	川崎市立図書館の運営理念	4
III-1	市民の生涯学習を支える図書館	6
III-2	市民の仕事や生活に役立つ図書館	7
III-3	川崎としての特色ある図書館	8
III-4	学校図書館との協働を推進する図書館	8
III-5	市民に信頼され市民が支える図書館	9
III-6	持続的で安定した効果的・効率的な運営をめざす図書館	10
III-7	図書館職員の専門的能力と資質の向上をめざす図書館	11
IV	川崎市立図書館の活動目標	12
	川崎市立図書館の運営理念と活動目標・活動例	15
V	おわりに	22

[参考資料]

- ① 諮問事項「川崎市立図書館の運営理念および活動目標について」……23
(平成18年12月13日付)
- ② 平成18・19年度審議経過 ……………25
- ③ 平成18・19年度川崎市立図書館協議会委員名簿 ……………26

I はじめに

川崎市における公立図書館サービスの一層の充実を求める市民の要望にはきわめて強いものがある。こうした市民の声を行政に反映させるためのパイプ役を果たすことを期待されて、平成 10 年 6 月に川崎市立図書館協議会が創設された。本図書館協議会（以下「本協議会」という）は 10 名の委員で構成（第 3 期平成 14 年からは、内 2 名を公募枠とした）され、年 4 回の定例会議を開催、行政側から提示された諮問事項を中心に研究・討議を進め、提言を行ってきた。今期は、本協議会発足以来 5 期 10 年が経過し、一つの節目を迎えたと言える。

この間における本協議会の研究活動課題は、以下に挙げる各期報告書のタイトルに示されている通りである。

第 1 期（平成 10・11 年度）「21 世紀に向けた図書館サービスのあり方とその方策について」（平成 12 年 3 月）

第 2 期（平成 12・13 年度）「21 世紀に向けた図書館サービスのあり方とその方策について－生活に役立つ図書館をめざした資料整備とサービスについて－」（平成 14 年 5 月）

第 3 期（平成 14・15 年度）「図書館とボランティアについて」（平成 16 年 5 月）

第 4 期（平成 16・17 年度）「川崎市立図書館における図書館員の専門性のあり方について」（平成 18 年 5 月）

これら各期報告書としてまとめられた研究活動の成果は、図書館現場の内部資料である「平成 16 年度川崎市立図書館運営検討委員会（最終報告）」や資料「図書館協議会報告と図書館施策」等に反映していると理解したい。

本協議会としては、公立図書館として市民に信頼される高品質の図書館サービスを提供するためには、言うまでもないことだが、専門性に裏打ちされた図書館員の存在が大前提であることを強調し、一貫して「専門職員の充実の必要性」を提言してきたものである。

一方、図書館側では、諮問書の中で、21 世紀の市民の図書館づくりをめざし、

以下のような施策の具体化を図っているところであることを本協議会に提示した。

- 1 IC タグ導入など次世代機能につながる新しいコンピュータシステムの構築
- 2 地域におけるサービスポイントの新たな配置とサービス体制
- 3 「読書のまち・かわさき」事業の市民参加による展望
- 4 ジョブサイクルを基準にした職員研修の実施による専門的職員の養成
- 5 川崎らしい特色を持った新中原図書館の機能、サービスのあり方の検討

また、行政としてこれら施策の展開を図るうえで、市民にとって分かりやすい形で表現され、図書館のイメージがより具体的に明示されるような図書館の運営理念とサービス目標を持たなければならないと考え、「基本的な活動目標」、「サービスの基本的な姿勢」、「サービス基準1（図書館資料）」「サービス基準2（分野別サービス）」、「サービス基準3（その他の活動）」について図書館長会議で議論した結果の案文も本協議会に示された。

そして、図書館の運営理念とサービス目標を持つことにより、図書館の諸活動への市民の理解と参加がより広く得られるとの考えから、本協議会においてもこの問題を討議、研究するよう諮問されたものである。すなわち、「川崎市立図書館の運営理念および活動目標について」という課題が、5期目（平成18・19年度）の本協議会に与えられた研究活動テーマであった。

本協議会としても、本市における公立図書館の管理・運営全般に係わる極めて重要な課題と受け止め、研究、討議を進めることとした。

Ⅱ 今期諮問を考える前提

川崎市の図書館に係わる関係資料は、本協議会研究活動報告書をはじめ、行政側資料、及び『川崎市中央図書館基本構想』・『同基本計画』等、多種類の資料類があげられる。本協議会としては、こうした資料の内容を精査することにより、川崎市立図書館の運営理念、活動目標、及び活動例を組み立てることができると考えた。

■**図書館協議会各期の研究課題**は 1 頁に示した通りであり、各期報告書で示された内容は以下の通りである。

- 第 1・2 期「21 世紀に向けた図書館サービスのあり方とその方策について」：
川崎市における図書館サービスの歩みと現状。生活に役立つ図書館をめざした資料・情報の整備とサービスのあり方、図書館の支持基盤づくり。
- 第 3 期「図書館とボランティア」：図書館サービスの充実を図る観点と住民参加の図書館づくり。
- 第 4 期「図書館員の専門性のあり方について」：どこで専門性を発揮し、どのような発揮が望まれ、またどの様にして専門性を向上させるのかなど。

■「川崎市中央図書館基本構想」が掲げた 5 つの基本理念

- ①ニーズに的確に応える資料・情報の提供
- ②身近で使いやすい図書館サービスの構築
- ③図書館システムの有機的・効率的運営
- ④関連機関との連携
- ⑤図書館サービスの支持基盤確立

■行政側より「川崎市立図書館平成 19 年度活動目標」として以下の 5 つの基本目標が提示されている。

- 基本目標 1 幅広い学習・読書の要求に応えられる資料提供体制づくり
- 基本目標 2 レファレンス（調査・相談）機能と情報収集・作成・提供機能の強化
- 基本目標 3 学校との連携および地域の読書推進活動の展開
- 基本目標 4 市民との協働の推進
- 基本目標 5 図書館活動の基盤整備
- その他の目標

これは、中原図書館の目標を基本に全館の目標を整理したものであり、基本目標ごとに 7 館それぞれの基本目標と個別目標を通覧できるようにした資料で

ある。この資料については、本協議会席上において各館長からの説明を受け、地域性によるサービスの特徴なども知ることができ、理解を深めることができた。日常の図書館サービスで行われていること、今後、実行・実現の運びと考えている事項も含まれるが、基本目標としては妥当と判断できた。

また、上記資料類に示された理念や目標は、本協議会が提示しようとする理念におおむね合致するものと考えられた。

Ⅲ 川崎市立図書館の運営理念

本協議会において「運営理念」と「活動目標」を提示するにあたりどう整理し扱ったか、その経緯を以下に記しておきたい。

手順として、まず、各委員が考える川崎市立図書館の「運営理念」と「活動目標」に関する意見・提案をとりまとめることと平行して、これまでの本協議会研究活動報告書、行政から出された報告書はじめ資料類から、キーワードとなる関係用語を整理した一覧表を作成した。

この一覧表をもとに各委員からの提案を整理し通覧できる表としてまとめたものが「川崎市立図書館の運営理念と活動目標・活動例」である（本文 15 頁から 21 頁参照のこと）。こうした作業を経て、本協議会としては、川崎市立図書館の運営理念を以下の 7 つにまとめて提言することとした。

川崎市立図書館の運営理念

- 1 市民の生涯学習を支える図書館
- 2 市民の仕事や生活に役立つ図書館
- 3 川崎としての特色ある図書館
- 4 学校図書館との協働を推進する図書館
- 5 市民に信頼され市民が支える図書館
- 6 持続的で安定した効果的・効率的な運営をめざす図書館
- 7 図書館職員の専門的能力と資質の向上をめざす図書館

川崎市立図書館の運営は、「川崎市立図書館設置条例」（1950 年制定、最近改

正 2002 年 12 月)「川崎市立図書館規則」(1990 年 6 月制定、川崎市教育委員会)、「図書館法」(1950 年 4 月公布)を遵守、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(2001 年 7 月文部科学省告示)を順守し、「ユネスコ公共図書館宣言」(1994 年 11 月採択)、「図書館の自由に関する宣言」(1979 年 5 月改訂、日本図書館協会)、「図書館員の倫理綱領」(1980 年 6 月総会決議、日本図書館協会)を尊重することを前提としていることは言うまでもない。

こうした原則をふまえて、市民の主体的な生涯学習を資料、情報の提供という側面から支援する重要な役割を担っているのが公共図書館である。

また、公共図書館は、市民の税金によって支えられているのであるから、市民にとって身近で生活に役立つ施設であり、サービスでなければならない。この原則は、行政も市民も日常の経験による積み重ねの上で熟知され、実感されなければ意味をなさない。

川崎市立図書館はこれまでも運営理念と活動目標を持ってサービスに努めてきたことは言うまでもない。しかしながら、これらを明文化し、市民に対して公表するにはいたらなかったのである。

そうした見地から、図書館管理運営業務全般を整理(勿論これからやって欲しい事項も含めて)し、分かりやすい形で提示したものが、今回本協議会がまとめた「川崎市立図書館の運営理念と活動目標・活動例」である。

図書館は確固とした運営理念に基づくサービス方針のもとに毎年の事業計画を立て、実務に対応していくことが肝要である。そうすることで、行政が図書館業務を遂行していくうえでも、また、市民が図書館のサービスを楽しむうえでも現状がよりわかりやすくなると思われる。

なお、討議の中で各委員から提起された事項の一つに「読書のまち・かわさき」があげられる。発足当初は児童・生徒といった子ども達を対象としていたが、現状では、すべての市民をその対象とした施策に位置づけられるとして、図書館活動との係わりにおいて、本協議会としては、運営理念の一つの柱として「読書のまち・かわさき」を掲げるべきとする意見もあった。

しかし現状においては、その主旨や取組みの姿勢といったことが必ずしも明確ではないとの指摘もあり、本協議会として一致した見解に至らなかった。

川崎市が「読書のまち・かわさき」を標榜していることは、当然のことなが

ら図書館はそのことに関わって重要な使命を帯びていると思われるが、図書館は具体的な成果を誇れるまでに至っていないのが現状である。

今後、市民を対象とした「読書のまち・かわさき」には、企画立案の段階で、市民が参画しやすい行事などを行政、利用者有志合同で研究する場面があってもよいと思う。図書館は市民の期待に応じて積極的に取り組んで欲しいものである。

Ⅲ－１ 市民の生涯学習を支える図書館

(1) 市民の生涯学習活動を支援する

市民の情報要求に応えるための機能強化、関連機関とのネットワークの構築、職員の研修による専門性の向上が求められる。

図書館が生涯学習の基盤を支え、市民自治のよりどころとしての図書館機能を高めていくことが求められるのは言うまでもない。

利用者の幅広い学習、読書の要求に応えられる資料の選定、レファレンス・サービス、読書支援活動などは、図書館サービスの根幹である。

(2) 豊富で多様な図書館資料・情報を収集し提供する。

市民の高度化、多様化する資料要求に応えるには、質と量両面からの資料整備は必須条件である。

(3) 市民の学習・調査活動を支えるレファレンス・サービス（調査・相談業務）を提供する。

個々の市民の調査・相談ニーズに対応し、最適の資料や情報を見つけ援助する。

(4) I T（情報通信技術）を活用した非来館型サービスを可能な限り充実させる。

インターネットの普及によるO P A C検索システムの提供、ホームページ上での予約サービス、電子メールによるレファレンス・サービスの充実。また、病院や高齢者施設等への貸出サービス、在宅障害者への宅配サービスといった非来館型サービスの充実に努める。

(5) 多種多様な利用者に対応した図書館サービスの提供と充実

乳幼児、児童、青少年（ヤングアダルト）、高齢者、障害者等、多様な利用者の個々の特性に応じた資料・情報の収集と提供、利用案内やレファレンス・サービスの提供、さらには交流の場の提供なども視野に入れ、それぞれに最適なサービスの提供に努める。

(6) 落ち着いて読書や調べもの・情報の収集ができる快適なスペース環境を提供する。

(7) 各種のデータベースやネットワーク情報資源へのアクセスを提供する。

インターネットを利用して、各種データベースやネットワーク情報資源など、外部情報資源からの情報摂取ができるように環境を整備する。

Ⅲ－２ 市民の仕事や生活に役立つ図書館

この問題については、平成12・13年度本協議会で「21世紀に向けた図書館サービスのあり方とその方策について－生活に役立つ図書館をめざした資料整備とサービスについて－」で討議した経緯がある。

図書館は個々の利用者の要求に応じて有効な資料・情報のサービス機能を果たせるし、果たす必要があろう。仕事に役立つ情報・地域の活性化に寄与する情報の提供は必須のものである。

以下に掲げる事項は、身近に必要と考えられる暮らしに役立つ図書館サービスの一例である。

情報の発信源としての、生活に役立つ図書館の存在をアピールできる専門性の発揮を期待したい。

○職業関連の資料・情報

○健康・医療関連の資料・情報

○福祉関連の資料・情報

○法律関係の資料・情報

○子育て関連の資料・情報

Ⅲ－３ 川崎としての特色ある図書館

川崎市に関連する資料・情報の収集と提供、関連機関との連携ならびにデータの共有などを主眼とした川崎らしさを発信する図書館サービスを実現する。

- (1) 川崎市に関連する地域・郷土資料、行政資料（川崎資料）の専門図書館として機能する。
- (2) 川崎の文化蓄積と地域文化の創造発信に寄与できるよう、川崎関係の資料の網羅的収集を行なう。また、地域関連の新聞記事の切り抜きや、映像資料の作成など、資料の自館作成にも積極的に取り組む。
- (3) 市所管の専門資料情報機関と連携し、資料データの共有を図る。

川崎市の地名資料室や国際交流センター、市民ミュージアム等が所蔵する資料を図書館を通して検索できるようにすること。こうした作業は資料の有効利用を高めるとともに、市立図書館サービスの幅を広げることになる。市立図書館の書誌データの活用によって、所蔵資料のデータベース化を進めることで、データ共有の実現を図る。

- (4) 川崎市内の大学図書館との連携は一部で実現を見たが、特に音楽や医療などの専門書・高価な資料などの拡充を視野に入れることや、企業・シンクタンク・業界団体等、民間との次代の協力関係構築の展望も肝要である。

Ⅲ－４ 学校図書館との協働を推進する図書館

児童生徒にとってもっとも身近な読書場であり、また、読書センター、情報・学習センターとしての機能を併せ持つ学校図書館に対し、市立図書館として図書館総合システムづくりなどを通じて支援することで、学校図書館と市立図書館間の連携がより確かなものとなり、子どもの読書と読書環境の整備が進むことになるだろう。ただし、学校図書館としての自主性・独立性を損なわないよう配慮しながら進めていく必要がある。

小中学校と公共図書館間のデータベース化の実現により、学校教育及び学校図書館との協働によるサービスが拡充する。

ブックトークや読み聞かせなどの出張サービスを通して、子どもたちに市立図書館への理解を高めてもらう働きかけが必要である。

「読書のまち・かわさき」を子ども向け事業として開催する場面では、市立図書館と学校との情報交換を密にし、連携しあうべきである。

学校図書館相互と市立図書館の間の物流ネットワークを構築することを、学校図書館支援を進める見地から双方で検討する。

学校図書館資料のデータベース化は、小中学校だけでなく将来的には高校も対象とすべきである。

学校図書館開放事業では、市立図書館のサービス拠点としての位置づけを持たそうとすることについては、学校図書館が子どもたちの学校教育の場であること、また学校図書館の資料は学校教育のための資料であるということを認識し、その活用を最優先とする。こうした観点から学校図書館資料のデータベース化を行っても、同じ学校図書館内にデータベース化されない学校図書館開放事業の資料が混在することについては、計画的な学校図書館蔵書構築という視点からも危惧するところである。従って、学校図書館開放の事業の拡大や展開方法については慎重に検討する必要がある。事業自体については学校側と市立図書館側とが、互いに関わり、密な連携をとり、今事業に関わっている人たちとの連絡会を設け、懇談を持つことを事業に生かしていくべきである。

広く学校周辺地域の市民を対象に、学校図書館の開放及び学校図書館の活用を、実態の調査研究を踏まえて進めていく必要がある。

Ⅲ－５ 市民に信頼され市民が支える図書館

市立図書館は、市民生活にとってなくてはならない不可欠の存在として、これまで以上に充実強化が望まれるが、その際、すでに平成 10・11 年度の本協議会でもいわれているように、「‘市民と共に育てる図書館’ という視点が何よりも大切である」ことはいうまでもない。図書館の運営や図書館施策が市民とそのグループや団体との協働の関係で進められることが必要である。

また、市民から信頼される図書館をつくっていくためには、市民と行政・職

員の協働を培う受け皿となる図書館サービス計画の策定を行い、図書館が行う業務を明確にすることが求められる。その上で、その計画と業務に図書館協議会、市民ボランティア、読書グループ・団体、図書館への市民の関心（批判的関心を含める）をつないで活かす市民グループ・団体などが関係しあっており、計画を具体化していくことが望まれる。これらの動きを重ねていくことによって、市民の信頼と支持を得られる、市民による支持基盤をもった図書館ができあがっていくことになるであろう。

このプロセスの中で重要なことは、「図書館だより」や「図書館ホームページ」を通して、市民や市民グループ・団体、識者などに活発な広報活動や情報提供を行うとともに、一方で、図書館に対する意見や情報を広く求めて信頼づくりに活かしていくことである。

Ⅲ－６ 持続的で安定した効果的・効率的な運営をめざす図書館

基本的には、高度な専門性を備えた司書の力を活かした業務体制を確立し、機械化・省力化に積極的に取り組むことにより、経営の効率化を推進することが重要であると考えられる。

川崎市立図書館における統括・調整の中核機能の役割は、まとめ館としての中原図書館にある。したがって、図書館システムの中核として、統括、調整機能を十分に発揮し、責任を果たすことが求められる。

地区図書館、分館、自動車文庫を含む川崎市立図書館システムを一体として機能させること、集中させることで、業務の効率化とサービスの向上を図ることが見込まれ、かつ持続的で安定した図書館運営につながる。

「川崎市中央図書館基本計画（報告書）」（平成 15 年 3 月）においても、中央図書館に集中させる図書館機能の内容を以下のように提示している。

- ①川崎市立図書館全体のサービス計画立案（資料収集方針の作成・維持を含む）
- ②資料の選定、発注、受入、整理、システム内の物流等の業務
- ③全館の貸出・返却・予約・督促等の業務
- ④OPAC 及び図書館ホームページの維持管理

- ⑤コンピュータシステムの管理
- ⑥人事管理（職員研修を含む）、予算管理、文書管理、危機管理
- ⑦他の図書館との連携・協力（国立・県立・他都市の図書館、大学・専門図書館等）

図書館における管理運営業務全般が理解できるというものである。利用者にとっては、持続的で安定した図書館サービスを楽しむことが最大の条件と言えるだろう。

Ⅲ－７ 図書館職員の専門的能力と資質の向上をめざす図書館

すでに運営理念の1「市民の生涯学習を支える図書館」において、「専門職員の充実」という活動目標を挙げたが、ここでは質の高いサービスを提供するために、図書館スタッフの専門性をどう向上させるかという視点で検討した。

図書館業務において、第一義的に図書館員の専門性発揮が強く求められるのは、選書とレファレンス・サービス、情報サービス、各種読書支援活動および相談業務である。

まず、「人と情報を結ぶ仲介者」の役割を担う専門的能力は不可欠である。その専門性の内容としては、次のようなものが挙げられる。

- ①選書能力（幅広く深い教養をそなえた選書グループを組織できるとよい）。
- ②レファレンス能力（基礎教養に加えて、レファレンス実務の積み重ね、各種関連研修により、レファレンス・サービスを担当する専門家としてスキルアップに努める）。
- ③各種読書支援能力（例えば児童生徒に対する読書支援であれば、児童書や児童文学の知識に加えて、“おはなし”等のスキルアップを図り、資質の向上をめざすことである）。

その上で、個別のサービス業務ごとに「必要とされる能力・知識、研修事項、経験（経歴と経験年数）などを設定」し、スタッフが何年経てばどういう業務ができるのかを明確にする「ジョブキャリア」の取組や外部の専門家の力を借りる外部アドバイザーの活用も欠かせない。

最後に、図書館を囲む今日の環境を考えると、図書館長の役割の重要性はい

くから強調しても足りないくらいである。図書館長は図書館の管理運営・統括の責任者である。図書館ビジョンを明確にうち立て、行政の他部署にもアピールし、理解が得られるよう努力する必要がある。館長自ら積極的に研修を行い、専門性を発揮することが期待される。

IV 川崎市立図書館の活動目標

Ⅲであげた運営理念に基づいて、下記のように活動目標を定めた。

これは、理念をより具体化し、川崎市における図書館活動の現実的な到達点を明らかにするためである。

これらの活動目標は、これまでの図書館活動に関するさまざまな答申や報告書に盛り込まれてきたものを整理したものであり、机上の空論ではなく、既に着手されているもの、着手されかけている活動が主となっている。さらに、これからのあるべき図書館サービスも取り上げられている。それらをより市民と図書館(行政)に明確になるよう項目を絞り、提示した。現実的で具体的なこれらの活動目標の達成が、川崎らしい、また市民の要求に合致した図書館サービスを達成することになると考える。

加えて、これらの活動目標の達成のためには、市民と図書館(図書館職員)あるいは専門家との連携・協力のもとに、短期的、中期的、長期的計画を十分に立て、取り組むことが必要である。

1 市民の生涯学習を支える図書館

- (1) 資料・情報の充実
- (2) 資料・情報と利用者を結びつける活動の充実
- (3) 資料保存
- (4) 専門職員の充実
- (5) 利用者の個人情報・読書情報の保護・自由な読書活動の保障
- (6) 子ども・ヤングアダルトサービスの充実
- (7) 施設・設備の充実

2 市民の仕事や生活に役立つ図書館

- (1) 関連資料・情報・レファレンス・サービスの充実
- (2) アウトリーチサービス
- (3) コミュニティ形成への貢献
- (4) 各種図書館及び関連機関との連携・協力の推進

3 川崎としての特色ある図書館

- (1) 川崎市に関する地域・郷土資料、行政資料（川崎資料）の専門的図書館
- (2) 市所管の専門的資料・情報をもつ機関と連携し資料・情報の共有を図る
- (3) 行政各部局の業務と議員活動への資料・情報援助
- (4) 市内大学図書館との連携
- (5) 市内企業との連携

4 学校図書館との協働を推進する図書館

- (1) 児童・生徒の読書についての協働の推進
- (2) 児童・生徒の授業についての支援
- (3) コンピュータシステムでの協働の推進
- (4) 図書流通システムでの協働の推進
- (5) 施設活用での連携

5 市民に信頼され市民が支える図書館

- (1) 各種市民グループ・団体との協働
- (2) 図書館協議会の推進・活用
- (3) ボランティアの養成と活用
- (4) 市内の読書団体・読書グループ支援
- (5) 市民の集会活動・文化活動・読書活動・学習活動の支援
- (6) 市民、識者に広く聴く活動の充実
- (7) 市民や各種団体・行政諸機関に広く知らせる活動の充実
- (8) 利用者の拡大

6 持続的で安定した効果的・効率的な運営をめざす図書館

- (1) 川崎市立図書館システムの構築
- (2) 図書館サービスの計画的実施・評価
- (3) I T（情報通信技術）を最大限に活用した運営
- (4) 図書リサイクル（読書循環）
- (5) 危機管理の徹底

7 図書館職員の専門的能力と資質の向上をめざす図書館

- (1) 専門性をもった職員の採用・配置
- (2) ジョブキャリアの確立
- (3) 外部アドバイザーの活用
- (4) 図書館長の役割の明確化

以下に、これら活動目標ごとに、考えられる活動例を列挙した表を掲げることとした。これらの活動例は、やり終わったこと、これから直ぐやらなくてはならないこと、やるべきこと、できること、難しいがやらなくてはならないことなどが混在している。本来ならば、この部分も本協議会で十分検討し整理することが必要なのだが、時間的に無理だったことを付記しておきたい。今後、各年次ごとの事業計画を立てる中で、適宜実行可能な項目を取り上げ、実施に移していった欲しいと考えている。

川崎市立図書館の運営理念と活動目標・活動例

1 市民の生涯学習を支える図書館

活動目標	活動例	備考
(1) 資料・情報の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般図書だけでなく、雑誌やヤングアダルト図書、DVDなどの視聴覚資料、地域資料として郷土資料以外に小中学校で発行している記念誌やPTA冊子、市の行政機関発行のパンフレットなどの収集整理を行い「図書館に行けば何かわかる」ということを考えた資料収集を行う。 2 貸出率が高く傷みやすい幼児向けの絵本は、冊数の確保と買換えのための予算を確保する。 3 市立図書館の年間資料購入予算の増額に努める。 4 「川崎市立図書館資料収集要綱」に基づき資料収集を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 特に、児童図書、参考図書、逐次刊行物、地域・行政資料、電子資料の収集に努める。 ② 視聴覚資料の収集は必要最小限にとどめる。 5 出版物の寄贈依頼を行う。 6 近年、市民の「自分史づくり」が活発なので「市民生活の記録」を残す図書館という個性を作る。 7 高齢社会で生きがいをもてる情報、豊かな市民生活を送れる情報を充実させる。 	*ヤングアダルト～末尾の注1参照
(2) 資料・情報と利用者を結びつける活動の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料の利用要求への対応は、購入、他館からの借用、複写サービスなどあらゆる手立てを講じる。 2 インターネットを利用した情報資源へのアクセスの利便を図る。 3 講座等のイベントを独自にまたは関係機関と連携して実施し、その資料の展示なども行う。 	
① 来館型サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 来館者への閲覧、貸出、案内、相談、調べもの支援などの館内における様々なサービスを行う。 	
② 非来館型サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 来館せずに受けられる、インターネットによる資料検索、予約、相談、調べもの支援、視覚障害者等への図書宅配サービスなどを行う。 	
(3) 資料保存	<ol style="list-style-type: none"> 1 各地区館で重点的に保存しておく資料を確立し、幅広い資料確保、整理、保存ができるようにし、確実に将来へ資料をつないでいく。 2 資料保存書庫を確保する。 3 地域資料で散逸の恐れのあるものは重点的に保存する。 	
(4) 専門職員の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 専門性をもつ職員を育てていける環境整備を行う。 2 司書資格を取らせる制度を引き続き行うこと。 3 できれば専門職採用を行い、専門性のある職員の確保を図る。 4 専門職員を育てる環境として(一定の)職員数を確保すること。 5 これからのサービスのために法律や医療などの専門知識を持った司書が必要である。 6 図書館長・分館長は司書有資格者が望ましい。 7 司書有資格者の比率を高める。 8 インターネット関連スキル、レファレンス・サービス関連スキルの向上に努める。 9 資料収集や選書に必要な知識と技術の向上に努める。 10 子どもや障害者へ適切なサービスを行うスキルの向上に努める。 11 職員の接客マナーの向上に努める。 	*「7図書館職員の専門的能力と資質の向上をめざす図書館」参照
(5) 利用者の個人情報・読書情報の保護・自由な読書活動の保障	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の知る権利、学習する権利の保障に努める。 2 利用者の読書の自由とプライバシー権の保障に努める。 	
(6) 子ども・ヤングアダルトサービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 「読書のまち・かわさき」は全市の取組として、学校教育と協働して行うべきである。生涯学習拠点として、図書館が明確なポリシーをもって支援するべきである。 	*「4学校図書館との協働を推進する図書館」参照

活動目標	活動例	備考
① 乳幼児サービスの充実	1 保健所、地域子育てセンター、市民館などと連携し、講座に関する情報提供、資料展示を行う。 2 講座で絵本の紹介、図書館サービスの案内等を行う。	
② 児童サービスの充実	1 読み聞かせ(出前を含む)、ブックトークを積極的に行う。	*ブックトーク～末尾の注2参照
③ ヤングアダルトサービスの充実	1 資料提供だけではない地域への取組としての不登校児童などへの支援を行う。 2 中高生に対する職員による読書アドバイスなどのフロアワークを充実する。 3 ヤングアダルトコーナー充実のための資料収集方針を明確にする。 4 職場体験の受入、読書会などを開催する。	*ヤングアダルトサービス～末尾の注1参照
(7) 施設設備の充実	1 少し本を選びたいような短時間来館時にも利用できるスペースの確保を行う。 2 滞在型の図書館になりつつあるので、それに対応できるスペースの確保を行う。 3 新中原図書館にはまとめ館として必要な設備を十分に確保する。 4 快適な読書環境を保つよう努める。 5 視聴覚室・談話室の併設～読書と視聴覚では反するかもしれないが、見て聴いて調べたり、感想や意見を交わしながら読書を楽しんだりできる場がほしい。	

2 市民の仕事や生活に役立つ図書館

活動目標	活動例	備考
(1) 関連資料・情報・レファレンス・サービスの充実	1 メール等、多様な提供手段によるレファレンス・サービスを拡充する。 2 レファレンス・サービス体制の改善を図る。 3 区役所、博物館などの市諸機関、社会福祉協議会などの地域機関・団体との相互協力により、図書館以外の資料・情報についてもレファレンスを行えるようにする。 4 経験のある職員を配置しレファレンスの質を高める。 5 大人向けと子ども向けを分けたレファレンスができる人員の配置が望ましい。 6 特に夏休み期間は小中学生へのレファレンス・サービスコーナーの設置が必要である。 7 貸出・返却受付を一本化し、相談・アドバイスができ、もっと会話ができる受付窓口を確保してほしい。	
① 職業関連の資料・情報・レファレンス	1 企業関係者との協力体制をとる。 2 市内の企業などと連携し、資料・情報を収集し、リストを作成する。 3 市産業振興会館、県立川崎図書館のビジネス支援などとリンクする。 4 かながわサイエンス・パーク(KSP)と連携する。	
② 健康・医療関連の資料・情報・レファレンス	1 医療関係機関と協力体制をとる。 2 病院や保健所などと連携し、資料・情報を収集し、リストを作成する。 3 医療の専門性をもった司書の配置、または、現職員のスキルアップを図る。	
③ 福祉関連の資料・情報・レファレンス	1 福祉関係者との協力体制をとり、地域に密着した情報を集め提供できるようにする。 2 区役所や社会福祉協議会などの関係機関と連携し、資料・情報を収集し、リストを作成する。	
④ 法律関連の資料・情報・レファレンス	1 法曹関係者と協力体制をとる。 2 法曹関係、裁判所などと連携し、資料・情報を収集し、リストを作成する。 3 法律関係の専門性をもった司書の配置、または、現職員のスキルアップを図る。	
⑤ 子育て支援のための資料・情報・レファレンス	1 保健所、地域子育てセンター、市民館などと連携し、タイムリーで地域に密着した情報の収集・提供を図る。 2 図書だけでなくパンフレットなども提供できるようにする。	

(2) アウトリーチサービス	1 図書館のサービスを受けにくい人たちに細かなサービス網を張り巡らす。 2 ハンディを持った人、長期療養者などには宅配の無料サービスなどを行う。 3 入院患者などには病院への図書貸出や病院図書館コーナーなどの体制を整備する。 4 電話、ファックス、電子メールなどによるレファレンスの充実を図る。	*アウトリーチサービス～末尾の注3参照
(3) コミュニティ形成への貢献	1 川崎市の地域・行政の専門図書館として、資料・情報面から地域の課題解決やまちづくりに貢献する。 2 区役所、市民館等の行政機関、読書関係団体とのネットワーク以外に、他の市民活動団体とも連携を図る。 3 コミュニティ形成と図書館との関係のあり方を検討する。	
(4) 各種図書館及び関連機関との連携・協力の推進	1 国立国会図書館、県内図書館、関連諸機関などとの連携・協力を図る。	*市内大学・企業については「Ⅲ 川崎としての特色のある図書館」参照
① 国立国会図書館との連携・協力	1 国立国会図書館の総合目録ネットワークの利用、レファレンス共同データベースへの連携。 2 図書館職員対象の研修への職員派遣、人事交流を実施する。 3 国立国会図書館国際子ども図書館を利用して幅広い児童サービスを展開する。	
② 県内図書館との連携・協力	1 県の「KLネット」で市民への資料提供の幅を広げる。 2 県立図書館主催の研修への職員派遣など人的交流を行う。 3 県図書館協会の運営・事業(調査、出版、研修、イベント等の企画・実施)への参画	*KLネット～末尾の注4参照
③ 関連諸機関との連携・協力	1 市民が図書館からの検索によって各種機関の図書館資料やレファレンスを利用できるようにする。 2 公共図書館と各種機関の図書館相互の資料を提供し合えるネットワークをつくる。	

3 川崎としての特色のある図書館

活動目標	活動例	備考
(1) 川崎市に関する地域・郷土資料、行政資料(川崎資料)の専門的図書館	1 活字資料以外に、写真、8ミリ映画、ビデオ、DVDなどの映像または音声資料もあり、組織的で系統的な保存が求められるので、博物館や図書館類縁機関等と連携して収集を行う。 2 川崎市に関わる出版物等の収集、保存、提供を充実させる。 3 川崎市関係行政、関係人物、関係事項の範囲の規定、資料種別の範囲の規定を行う。 4 文献目録、雑誌記事索引、新聞記事索引等の冊子・データベースを作成する。	
(2) 市所管の専門的資料・情報をもつ機関と連携し資料・情報の共有を図る	1 行政事務や政策立案に必要な資料を収集し、求めに応じて提供する。 2 地方自治に関する新聞や雑誌の記事リストを作成する。 3 自治体で発行しているパンフレット等の収集・提供、冊子・データベースの作成を行う。 4 自治体の講座等の資料展示や資料リストの作成を行う。 5 行政の各部局で購入した雑誌等を一括管理する。 6 専門資料・情報機関と資料・情報の収集・保存について相互協力を行う。	
(3) 行政各部局の業務と議員活動への資料・情報援助	1 市職員が政策立案しやすいように情報の収集・活用の支援を行う。 2 市役所内に市立図書館の小さなコーナーを設置する。 3 議会図書室内に市立図書館のコーナーを設置する。 4 サービス方法の協議を行う。	
(4) 市内大学図書館との連携	1 市立図書館と大学図書館それぞれの施設・資料・情報を相互に利用できるように相互協力の協定等を結ぶ。 2 相互利用に必要な物流システム(図書運搬等の仕組み)をつくる。 3 相互協力のための相互の職員等の交流、協議等を行う。	
(5) 市内企業との連携	1 市立図書館と企業それぞれの施設・資料・情報を相互に利用できるように相互協力の協定等を結ぶ。 2 相互利用に必要な物流システムをつくる。 3 相互協力のための相互の職員・社員等の交流、協議等を行う。	

4 学校図書館との協働を推進する図書館

活動目標	活動例	備考
(1) 児童・生徒の読書についての協働の推進	1 学校図書館と連携してそれぞれの特徴を生かして相乗効果を発揮する。 2 学校図書館ではもつことができない資料を団体貸出する。 3 学校で読書支援活動に携わるボランティアの交流、研修等を行う。	
(2) 児童・生徒の授業についての支援	1 学校図書館と連携してそれぞれの特徴を生かして相乗効果を発揮する。 2 学校図書館ではもつことができない資料を団体貸出する。 3 学校司書の配置ができていないため、ブックトークの講師派遣などの授業支援を行う。	
(3) コンピュータ・システムでの協働の推進	1 公共図書館を核とする公共図書館、総合教育センター、全小中学校図書館を結ぶ資料・情報検索ネットワークにより連携する。	
(4) 図書流通システムでの協働の推進	1 公共図書館を核とする公共図書館と全小中学校図書館を結ぶ物流ネットワークにより連携する。	
(5) 施設活用での連携	1 学校図書館と連携してそれぞれの特徴を生かして相乗効果を発揮する。 2 学校施設を活用し、公共図書館の資料収蔵場所としての共同書庫を設置する。	

5 市民に信頼され市民が支える図書館

活動目標	活動例	備考
(1) 各種市民グループ・団体との協働	1 各種協働事業を実施する。	
(2) 図書館協議会の推進・活用	1 協議会の協議結果を図書館により明確に反映させる。 2 協議会が傍聴できることを市民により広く知らせる。 3 会期が2年周期となっているが状況の変化もありうるので、タイムリーな問題については1年で研究協議できるようにする。	
(3) ボランティアの養成と活用	1 ボランティア講座を拡充する。 2 ボランティアが関わる事業であっても職員が主体であることを基本とする。 3 専門性や特殊技能を必要とするボランティアについて有償制度を含めて検討し導入する。	
(4) 市内の読書団体・読書グループ支援	1 資料面での支援として団体貸出を行う。 2 団体貸出用に副本を充実させる。 3 当該団体・グループと図書館関係のあり方を検討し、よりよい関係をつくる。	*「1市民の生涯学習を支える図書館」にも位置づく
(5) 市民の集会活動・文化活動・読書活動・学習活動の支援	1 活動に必要な資料提供や資料リスト作成に協力する。 2 要請があれば読書活動などに職員を講師として派遣する。 3 当該の活動と図書館の関係のあり方を検討しよりよい関係をつくる。	*「1市民の生涯学習を支える図書館」にも位置づく
(6) 市民、識者に広く聴く活動の充実	1 図書館ホームページ等を利用して恒常的に市民・利用者の意見を幅広く聴く。 2 図書館協議会を活用して図書館運営についての市民や識者の意見を聴く。 3 随時、必要に応じて図書館の運営等についてテーマを定めて市民や識者の意見を聴く。	

<p>(7) 市民や各種団体・行政諸機関に広く知らせる活動の充実</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現行の広報以外に、「読書のまち・かわさき」のマークを利用した旗を使ってのお知らせなど、図書館の存在にもっと関心をもってもらえるようにする。 2 区民まつり、福祉まつりなど市、区の大きなイベントに図書館が関わる必要がある。 3 幼稚園、保育園、小中学校を通じての広報を大に行い、子どもをとおして保護者の図書館利用を促進する。 4 市諸機関・組織に対する図書館の広報を拡充する。 	
<p>(8) 利用者の拡大</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「読書のまち・かわさき」を大きく打ち出し、「何か困ったら図書館へ」というように、日々の生活に関する企画を実施し、生活に密着した図書館であることをアピールする。 2 「読書のまち・かわさき」をイメージし、読書が楽しく意味があることを伝えられる職員を配置してほしい。 3 図書館の利用方法を図書館で教え、夏休み前のおすすめ本リストの配布など、学校教育と共同で利用を働きかける。 4 市民館や地域の行事の場を使って図書館の利用をアピールする。 5 図書館活動としての「読み聞かせ」活動を旺盛に展開し、子どもの頃からの読書のある生活を実現する。 6 個性、特徴のある図書館づくりを行う(どこの図書館に行っても同じという声をよく耳にする) 7 団体貸出を拡充する。 8 大活字資料、録音資料、拡大写本、布絵本などを活用する。 9 拡大写本の活動を拡充する。 10 特定テーマによる図書コーナーを設ける。 11 各種施設へ図書コーナーの設置を働きかける(「リサイクル図書コーナー」を含める)。 12 夜間利用時間を延長する。 13 何よりも職員自身に図書館を利用する市民を広げたいという情熱と姿勢が必要である。 14 親しみのもてる職員であってほしい。 	<p>*「1市民の生涯学習を支える図書館」にも位置づく</p>

6 持続的で安定した効果的・効率的な運営をめざす図書館

活動目標	活動例	備考
<p>(1) 川崎市立図書館システムの構築</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立図書館のコンピュータシステムに学校図書館を組み込んで図書館総合システムを構築し、物流システムと連携して市としてのスケールメリットのある図書館ネットワークを運営し、持続的で安定した利便性の高い効率的な図書館をめざす。 	
<p>① 図書館総合システムの構築</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共図書館のコンピュータシステムに総合教育センターと小中学校図書館を接続し、公共・小中学校の図書館で一体的に資料・情報の活用を図る。 	
<p>② 図書物流システムの確立</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各図書館の資料を全市的に相互利用するのに必要な図書運搬のための物流システムを運営する。 	
<p>③ 集中処理・自動化の推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動貸出機、ICタグなどの導入による省力化、迅速化、経費節減を図り、資料費や人件費の確保をする。 	<p>*自動貸出機、ICタグ～末尾の注5、6参照</p>
<p>④ 統括・調整機能の確立</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 まとめ館としての中原図書館に統括・調整の中核機能を確立する。 	
<p>(2) 図書館サービスの計画的実施・評価</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各館及び市立図書館の管理運営計画を明確にしてサービスを実施する。 2 サービスの有効性や効率性の評価が必要である。 3 貸出冊数による評価にかえて多様なサービスに関する評価を行う。これまでの内容にレファレンスサービス数やホームページ・アクセス数、講座への支援数も必要である。 	

(3) IT(情報通信技術)を最大限に活用した運営	1 来館しての利用にも、家庭や職場での来館しないでの利用にも、インターネット、ICタグなどのIT関連機器を徹底して活用し、応じられるようにする。	
① ITを最大限に活用した来館型サービスの運営	1 自動書庫、自動貸出機、ブック・ディテクション・システム、ICタグ等の活用により、便利で迅速な館内サービスを効率よく行う。 2 利用者検索機(館内OPAC)、利用者インターネット端末等の利用により、便利で迅速な館内サービスを効率よく行う。	*自動書庫、ブックディテクション・システム、OPAC～末尾の注6、7、8、9参照
② ITを最大限に活用した非来館型サービスの運営	1 自宅や職場のパソコンから図書館ホームページへアクセスし、各種データベースを利用できるようにする。 2 ホームページなどにより図書館が多様な情報の入口としての役割を果たせるようにする。 3 各種資料・情報の取得をわかりやすくするために、文献索引、パスファインダー、レファレンス回答のデータベース化、地域資料の索引等を作成する。 4 携帯電話やメールによるレファレンス・サービスやメールマガジンの配信を実施する。 5 行政機関系の電子情報を保存し利用する。	*パスファインダー～末尾の注10参照
(4) 図書リサイクル(読書循環)	1 市民が家庭に所蔵している本を持ち寄り、自由に交換またはもらい受け、様々な本とふれあう機会をつくり、市民間での本のリサイクル環境を整備する。 2 図書館、学校、市民館、民間事業所などで人々が集まりやすい場所で行う。 3 読み聞かせ、大人向けの朗読などの読書にかかわるイベントを行い、市民が本や読書とおして交歓できる場とする。	
(5) 危機管理の徹底	1 『川崎市立図書館危機管理マニュアル』『利用者と職員のための図書館の危機安全管理作成マニュアル こんなどきどうするの?』(日本図書館協会)などを参考に利用者の安全について努める。 2 施設・設備の維持管理を計画的に行い、必要に応じて修繕等を講じる。	

7 図書館職員の専門的能力と資質の向上をめざす図書館

活動目標	活動例	備考
(1) 専門性をもった職員の採用・配置	1 できる限り専門的資格を持った職員を採用するよう努める。 2 できる限り専門的能力と資質を持った職員を配置するよう努める。 3 長年の経験が必要な業務が多いので、短い期間での職員の異動は避けるように努める。 4 司書資格取得講習への職員派遣を継続させる。 5 職員における司書有資格者の比率を高めるように努める。 6 図書館長・分館長は司書有資格者が望ましいものとする。	
(2) ジョブキャリアの確立	1 職員のインターネット関連スキル、レファレンス・サービスのスキルの向上に努める。 2 職員の資料収集や選書に必要な知識とスキルの向上に努める。 3 子どもや障害者に適切なサービスを行えるように職員のスキルの向上に努める。 4 職員の接客マナーの向上など図書館職員としての自覚・意識の向上に努める。 5 職員を外部研修にも積極的に参加させ職員のスキルアップを図る。	*ジョブキャリア～末尾の注11参照
(3) 外部アドバイザーの活用	1 すぐれた活動をしている図書館から職員を講師として招き、研修を行う。	
(4) 図書館長の役割の明確化	1 社会変化で図書館の役割が変化した場合などに図書館の改革をリードする役目を果たす。 2 図書館が地域における情報の発信源、生涯学習の拠点であることを認識し、職員をまとめ、迅速な意思決定を行う。 3 市長、議会、行政関係者に対して、図書館の役割とその重要性をアピールし、人的、財的に必要なものを引き出せるように積極的に活動する。	

(注)

- 1 **ヤングアダルトサービス** おおむね12歳から18歳までの青少年利用者に対して主として公共図書館が行うサービス。従来は「青少年サービス」という用語が一般的であったが、児童サービスとの混同や包含を避けるために、この用語を使う例が多くなっている。・・・他の年代と異なる独自の行動様式と興味を持ったヤングアダルトへの対応においては、専用の資料や施設よりも、むしろアプローチの仕方や力点の置き方に留意した、専門的知識と経験に基づく方法に重点が置かれる。(『図書館情報学用語辞典』日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編、2007年、丸善より)
- 2 **ブックトーク** 教師や図書館員などが、子どもたちあるいは図書館の一般利用者を対象に、特定のテーマに関する一連の本を、エピソードや、主な登場人物、著作者の紹介、あらすじも含めて、批評や解説を加えながら一つの流れができるように順序よく紹介したもので、図書の利用を促進しようという目的をもって行う教育活動。(前出『用語辞典』より)
- 3 **アウトリーチサービス** 「図書館のサービス圏域内に居住するにもかかわらず、高齢や障害、入院等の理由によりサービスを受けられない人々に、図書館側から出向いて行う各種のサービス。Outreach service」「病院や高齢者施設等への貸出サービス、在宅障害者への宅配サービスなど」がある。(『川崎市中心図書館基本計画(報告書)』川崎市中心図書館基本計画策定委員会編、2003年より)
- 4 **KLネット** 「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム」。インターネットで県内公共図書館等の蔵書を1回の検索で調べることができる横断検索サービスのこと。搬送ネットワークに加入している県内図書館(川崎市立図書館も加入している。)は、「相互貸借管理システム」等を用いて、県立図書館を経由して同ネットワークに加入している他館の資料を利用者に提供している。(神奈川県立図書館ホームページ参照)
- 5 **自動貸出機** 欧米の図書館において、職員の作業量軽減や利用者の便を目的に普及しているのが、貸出の手続きをセルフサービスで行う装置で、国内でも設置例が増えてきている。一般的には利用者自身が装置の指示に従って、個人カードと図書のバーコードを機械に読み取らせるものである。(『図書館ハンドブック第6版』日本図書館協会図書館ハンドブック編集委員会編、2005年、(社)日本図書館協会より)
- 6 **ICタグ** 「ICチップとはパッケージ化された半導体集積回路のことで、これにアンテナを取り付けて、読み取り装置などと無線で情報をやり取りできるのが、非接触ICカードやICタグ(電子荷札)である。・・・近年は、ICチップの小型化やコストダウンがさらに進み、図書館の蔵書に埋め込むことで、図書の貸し出し手続きを数秒で終了させるシステム」などができている。(『imidias2007』集英社より)
- 7 **自動書庫** 専用の閉架書庫から図書館資料を自動で出納するシステム。自動化書庫ともいう。出納・返却の労力と書庫スペースの節約効果を目的とする。図書館資料は、コンテナと呼ばれる収納ケースに納められる。・・・図書館資料の格納状況は、一般に独自の管理システムによってリアルタイムで管理され、コンテナからの出納時にそのチェックが行われる。(前出『用語辞典』より)
- 8 **ブック・ディテクション・システム** 磁気を利用した図書館資料の亡失防止システム。図書館資料に磁気を帯びたブックディテクションテープを貼り付けておき、利用者が貸出手続きをしないで資料を図書館外に持ち出そうとすると、出入り口などに設置された磁気探知装置が作動し、・・・退館できなくなる仕組みになっている。(前出『用語辞典』より)
- 9 **OPAC** コンピュータ化された閲覧目録で、利用者が館外からでもパソコン等を端末機として直接操作し、所蔵資料の検索ができるように設計されている。オンライン閲覧目録とも言う。Online public access catalog の略。(前出『川崎市中心図書館基本計画(報告書)』より)
- 10 **パスファインダー** パスファインダ(pathfinder)とは、ある主題について、関連する文献・情報の探索法をまとめたものであり、一般にリーフレット形式でまとめられる。・・・ウェブで公開されることも増えている。(前出『ハンドブック』より)
- 11 **ジョブキャリア** 「専門性を測る工夫」として、「個別のサービス業務ごとに、必要とされる能力・知識、研修事項、経験(経歴と経験年数)などを設定し、スタッフが何年経ったらどういう業務ができるのかを示す」ことをいう。(『川崎市立図書館における図書館員の専門性のあり方について～平成16・17年度川崎市立図書館協議会研究活動報告書』川崎市立図書館協議会編、2006年より)

V おわりに

今期の本協議会は「川崎市立図書館の運営理念および活動目標」という諮問を受けて、各委員は精力的に取り組み討議を重ねた。

これまでも、発足以来過去4期にわたる本協議会活動において、各諮問に係わる答申内容を研究活動報告書として提示してきた。

しかし、この間、本協議会の研究活動の成果が、川崎市立図書館の活動に部分的かつ個別に活かされてはきたものの、図書館の行政施策全体にどのように関係しているのか、市民への図書館サービス全体にどのように活かされようとしているのかが、必ずしも明確にされてこなかったと思われる。そうした思いの中で今期の諮問事項は、まさに図書館側（行政）が、図書館行政の根幹に係わる精神を打ち立てようとして提示したものと受け止めており、本協議会としてはその姿勢を評価したい。

図書館が市民生活に役立つ不可欠の存在となるためには、行政はどのような図書館サービスを担うべきかについて真剣に検討した上で、図書館サービス計画の策定を行うことが必要である。

計画策定の資料として本委員会は「運営理念」に基づいて「活動目標」を定め、目標を具現化すると思われる「活動例」まで、より具体的に提示した。

今後、これらの活動目標達成のためには、本文でも述べたが、短期的、中期的、長期的計画を策定することが肝要であろう。

行政当局におかれては、本研究活動報告書の答申内容を十分にご理解いただき、今後の川崎市図書館行政に可能な限り生かしていただきたい。このことを、委員一同期待したいと思う。

18川教中図第493号

平成18年12月13日

川崎市立図書館協議会

会長 高橋 和子 様

川崎市立中原図書館

館長 西野 一夫

平成18・19年度川崎市立図書館協議会への諮問について

川崎市立図書館協議会規則第2条の規定により、「川崎市立図書館の運営理念および活動目標」について意見を求めたく、諮問いたします。

諮問：

川崎市立図書館の運営理念および活動目標について

諮問理由：

平成10・11年度「21世紀に向けて図書館サービスのあり方との方策」について、研究活動の報告をいただいて以来、平成12－13年度「生活に役立つ図書館をめざした資料整備とサービスについて」、平成14・15年度「図書館とボランティア」について、平成16・17年度「図書館員の専門性のあり方」について、それぞれ議論をいただき、研究活動報告をいただいたところです。

図書館では、これらの報告を参考にさまざまな施策を積極的に展開してきました。貴協議会の研究活動の成果と図書館の施策との関係については、「平成16年度 川崎市立図書館運営検討委員会（最終報告）」や資料「図書館協議会報告と図書館施策」においても、図書館の諸活動が貴協議会の示された報告に沿って行われてきていることが、十分ご理解いただけるものと思っております。

現在川崎市の図書館は、21世紀の市民の図書館作りをめざし、主に次の課題につき施策の具体化を図っているところです。

- 1 ICタグ導入など次世代機能につながる新しいコンピュータシステムの構築
- 2 地域におけるサービスポイントの新たな配置とサービス体制
- 3 「読書のまち・かわさき」事業の市民参加による展開
- 4 ジョブサイクルを基準とした職員研修の実施による専門的職員の養成
- 5 川崎らしい特色を持った新中原図書館の機能、サービスのあり方の検討

一方これらの施策を展開する上で、市民にとってより分かりやすい形で表現された図書館の運営理念とサービス目標を持たなければならないと図書館では考えています。そのことにより、市民のための図書館のイメージが具体的に明示され、当面する図書館の諸活動への市民の理解、参加がより広く得られると確信するからです。

先に私たちは、図書館長会議における議論を踏まえ、「基本的な活動目標」「サービスの基本的な姿勢」「サービス基準」について、案文をお示しいたしましたが、貴協議会におかれましてはこれらを参考にご協議をいただき、ご意見をいただきたくここに諮問いたします。

平成 18・19 年度審議経過

年 月 日	会 議 名	会 場	主 な 内 容
平成 18 年 6 月 28 日	平成 18 年度 第 1 回協議会	川崎市中原市民館 会議室	1. 委嘱状の伝達 2. 会長、副会長の選任 平成 17 年度活動報告と平成 18 年度 活動目標について 3. 18・19 年度協議事項について
平成 18 年 9 月 27 日	第 2 回協議会	川崎市多摩市民館 会議室	1 「学校図書館コンピュータシステ ム」について報告 2 18・19 年度協議事項について
平成 18 年 12 月 13 日	第 3 回協議会	川崎市多摩市民館 会議室	1 図書館協議会提言と図書館施策実 施評価について 2 18・19 年度諮問事項 「川崎市立図書館の運営理念および目 標」内容の協議
平成 19 年 3 月 7 日	第 4 回協議会	川崎市多摩市民館 会議室	1 「川崎市立図書館の運営理念と活動 目標」の検討について
平成 19 年 6 月 20 日	平成 19 年度 第 1 回協議会	川崎市高津市民館 会議室	1 「川崎市立図書館の運営理念と活動 目標」の検討について
平成 19 年 9 月 12 日	第 2 回協議会	川崎市多摩市民館 会議室	1 副会長の選出について 2 「川崎市立図書館の運営理念と活動 目標」の検討について
平成 19 年 12 月 19 日	第 3 回協議会	川崎市多摩市民館 会議室	1 「川崎市立図書館の運営理念と活動 目標」の検討について
平成 20 年 3 月 12 日	第 4 回協議会	川崎市中原市民館 第 2 会議室	1 「川崎市立図書館の運営理念と活動 目標」の検討について
平成 20 年 5 月 21 日	臨時協議会	川崎市立 多摩図書館 整理室	1.協議会報告書のまとめについて

平成 18・19 年度川崎市立図書館協議会委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
齋藤 多美子	川崎市立南百合丘小学校校長	平成 19 年 6 月 1 日から
迎 スミ子	川崎市立日吉小学校校長	平成 19 年 5 月 31 日まで
古屋 隆	川崎市立御幸中学校校長	平成 19 年 6 月 1 日から
永野 越子	川崎市立南菅中学校校長	平成 19 年 5 月 31 日まで
手塚 善雄	幸区文化協会会長	平成 19 年 7 月 31 日まで
関 昭三 ○	川崎市総合文化団体連絡会理事	平成 19 年 8 月 1 日から
水品 美香	川崎市 PTA 連絡協議会副会長	
児嶋 充子	麻生区小学校図書ボランティア 勉強会	
安藤 正勝	公募委員	
伊藤 良久	公募委員	
平野 英俊	日本大学文理学部教授	
高橋 和子 ◎	相模女子大学名誉教授	
佐藤 涼子	NPO 図書館の学校理事	

◎会長 ○副会長

[任期 平成 18 年(2006 年)6 月 1 日～平成 20 年(2008 年)5 月 31 日]

平成 18・19 年度

川崎市立図書館協議会研究活動報告書
—川崎市立図書館の運営理念と活動目標—
平成 20 年（2008 年）5 月 31 日

編集 川崎市立図書館協議会

発行 川崎市立図書館（中原図書館）

TEL 044-722-4932